



平成27年5月19日

各 位

会社名 西部瓦斯株式会社  
代表者名 代表取締役社長 酒見 俊夫  
(コード番号 9536 東証第一部, 福証)  
問合せ先 常務執行役員総務広報部長 道永 幸典  
(TEL. 092-633-2239)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成27年6月25日開催予定の第122回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 通常使用している商号の英訳表示を、定款に追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、当社定款で引用する同法条文の条数変更があったため、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月25日(木)  
定款変更の効力発生日 平成27年6月25日(木)

以上

定款変更の内容別紙（変更部分は下線で示しております。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(商 号)</p> <p><b>第1条</b> 当社は、西部瓦斯株式会社と称する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>(員 数)</p> <p><b>第28条</b> (条文の記載省略)</p> <p>(2) 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(商 号)</p> <p><b>第1条</b> 当社は、西部瓦斯株式会社と称し、<u>英文ではSAIBU GAS CO., LTD.と表わす。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>(員 数)</p> <p><b>第28条</b> (条文の記載省略)</p> <p>(2) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>